

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 長

警察庁丙交指発第6号、丙刑企発第26号
令 和 4 年 3 月 2 9 日
警 察 庁 交 通 局 長
警 察 庁 刑 事 局 長

過失運転致傷等事件に係る特例書式の運用について

過失運転致傷等事件に係る特例書式の運用については、「過失運転致傷等事件に係る特例書式の運用について」(平成29年2月9日付け警察庁丙交指発第10号、丙交企発第32号、丙刑企発第7号。以下「旧通達」という。)により、その要領を定めているところであるが、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)が令和4年4月1日から施行されることに伴い、別添のとおり「特例書式の運用要領」を定め、同日から適用することとしたので、都道府県警察にあつては、地方検察庁と協議の上、これに準拠した運用要領を定め、適切な運用を行うこととされたい。

なお、この通達については、法務省と協議済みである。

また、旧通達については、この通達の実施に伴い廃止する。

別添

特例書式の運用要領

第1 特例書式作成上の注意事項

1 一般的注意事項

- (1) 特例書式適用事件については、誤りなく定められた様式を使用すること。
示談書、診断書、上申書等が提出されたときは、末尾に添付すること。
- (2) 書類の作成に当たっては事実をありのまま記載し、修飾、誇張を避けること。
- (3) 文章は分かりやすく、かつ、読みやすく記載すること。
氏名、地名等で一般的な読み方をしないものについては、振り仮名を付けること。
- (4) 文字の加除訂正は、次の方法により正しく行うこと。
ア 文字を加えた場合は、その箇所及び範囲を挿入記号により明らかにし、行の上側に加えるべき文字を記載して、押印すること。
なお、欄外等に「加○字」と記載することは要しない。
イ 文字を削った場合は、削った文字の範囲を括弧で囲むことにより明らかにし、当該削った文字に横線2本を引いて押印すること。
なお、欄外等に「削○字」と記載することは要しない。削った文字は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。
- (5) 所属官署名と作成者の署名、押印は正確に表示すること。
捜査の応援に派遣された者が捜査書類を作成する場合は、「○○警察署派遣
○○警察署司法巡查○○○○」というように書き、押印すること。
- (6) 実況見分調書に交通事故現場見取図や写真を添付する場合及び供述調書に継続用紙を使用し、調書が2枚以上になる場合は、契印すること。
- (7) 数字を記入する場合は、算用数字を使用すること。

2 特例書式作成上の注意事項

(1) 書式使用上の留意事項

特例書式を使用して、過失運転致傷事件、自動車運転過失傷害事件及び業務上過失傷害事件に加え、道路交通法違反事件のほか、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償保障法、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反等（以下「その他の交通関係法令違反事件」という。）を同時送致するかなどの取扱いについては、別途定められたところによること。

(2) 書類の編てつ順序

書類は左とじとし、その編てつ順序は次によること。

ア 単独送致の場合

- (ア) 送致書・捜査報告書
- (イ) 実況見分調書
- (ウ) 被疑者供述調書

- (エ) 被害者供述調書
- (オ) 参考人供述調書
- (カ) 診断書その他の書類

イ 一括送致の場合

2件以上を同時に送致する場合は、次の順序で編てつして送致書上部欄外に「2件2名」等と朱書すること。

- (ア) 送致書・捜査報告書（A者、B者の順）
- (イ) 実況見分調書
- (ウ) 被疑者供述調書（A者、B者の順）
- (エ) 参考人供述調書
- (オ) 診断書その他の書類

なお、被害者供述調書を作成したときは、その調書は被疑者供述調書の次に編てつすること。

(3) 関係書類の追送

事件記録を送致した後に、新しい診断書、示談書等が提出された場合は、速やかにこれを関係書類追送書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第57号）によって追送すること。

第2 特例書式の記載要領

1 送致書・捜査報告書

(1) 被疑事実の要旨以外の欄

ア 罪名、罰条

該当の□印の中にレを付けること。

なお、その他の交通関係法令違反事件を同時送致する場合は、余白の□印の中にレを付け、当該罪名と適用条文を記載すること。

イ 被疑者

(ア) 氏名

氏名のほか通称名を有する者及び外国人で、日常生活に日本名を使用している者については、「○○○○こと○○○○」と記載すること。

(イ) 本籍、住居

本籍、住居は番地号まで正確に記載すること。

本籍、住居の番地号は「1-1」等と記載することなく「1番1号」等と正確に記載すること。

また、住居は運転免許証の住所をそのまま記載することなく必ず現在の住居地を確かめて記載し、アパート・団地居住者、同居者等の場合はアパート名等を具体的に記載すること。

「外国人登録」欄については、中長期在留者が在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持している場合又は特別永住者が特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を所持している場合のみ、外国人登録に係

る記載をすること。

(ウ) 職業、勤務先

職業はできる限り具体的に記載し、勤務先については、会社名等のほかに勤務部署名を記載し、併せてその所在地も記載すること。

(エ) 免許

上欄には交付年月日、照会番号、免許証番号及び公安委員会名を順次記載すること。

下欄には取得している全ての免許につき、それぞれ該当の□印の中にレを付けること。

(オ) 前科、前歴

前科、前歴欄には、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷、過失運転致死傷、道路交通法違反、その他の六欄があるが、平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2（危険運転致死傷）、自動車運転死傷処罰法第6条第1項（無免許危険運転致死傷）及び第2項（無免許危険運転致死傷）については、「危険運転致死傷」の回数に記入すること。

自動車運転死傷処罰法第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）、同法第6条第3項（無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）及び同条第4項（無免許過失運転致死傷）については、「過失運転致死傷」の回数に記入すること。

その他欄については、その他の交通関係法令違反事件に限って記入し、前歴については、前科となった事件以外の事件の検挙歴を記入すること。

危険運転致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件、業務上過失致死傷事件又は過失運転致死傷事件と道路交通法違反事件とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は、それぞれ危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷又は過失運転致死傷の回数に、危険運転致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件、業務上過失致死傷事件、過失運転致死傷事件又は道路交通法違反事件と他の犯罪とが併合罪又は科刑上一罪として処罰された場合は、それぞれ危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷、過失運転致死傷又は道路交通法違反の回数に記入すること。

ウ 発覚の端緒

該当の□印の中にレを付けること。

適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。

なお、本欄中には申告の月日時を記載する余白がないが、事故不申告等の事犯について申告月日時、事故発覚の端緒、経過等申告に関する状況を明らかにする必要がある場合は、別個に捜査報告書を作成して末尾に添付するこ

と。

エ 関連事件送致

該当の□印の中にレを付け、所要事項を記載すること。

なお、本欄は、相被疑事件として当事者を一括送致する場合のほか、物件事故事件として送致した後で、被害者から診断書が提出され、過失運転致傷事件、自動車運転過失傷害事件又は業務上過失傷害事件として改めて送致する場合、相被疑事件で当事者が20歳以上の者と少年である場合、雇用者及び運行管理者等を立件する場合等事件を一括送致することができない場合に記載するためのものである。

オ 保護者又は身元引受人

(ア) 20歳以上の者による事件の身元引受人については、両親、兄弟等家族の氏名等を記載し、家族がいない場合、家族に身元引受けの意思又は能力のない場合、又は家族が遠隔地等に居住するなど身元引受人とすることが適当でない場合には、家族以外で身元引受けに適した者の氏名等を記載すること。

(イ) 少年事件の保護者については、身元引受けの意思のない場合であっても、少年法第2条第2項に定められた保護者の氏名等（保護者が法人である場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は本店の所在地及び電話番号等）を記載すること。

カ 備考

本欄には、次の場合等に、捜査上参考となる事項につき、その事実等を記載すること。

(ア) 前科、前歴欄に記入した事項について特に説明を要する場合

（例えば、警察署、検察庁で捜査中の事件や裁判所で公判審理中の事件があるときは、当該警察署、検察庁、裁判所名のほか、捜査・公判中の罪名も記載すること。）

(イ) 事故の関係者に対し、反則者として告知した場合

(ウ) 被疑者に転職、転居等の予定がある場合

(2) 被疑事実の要旨欄

ア 事故時の天候

該当の□印の中にレを付けること。適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。

イ 場所

被疑者の本籍、住居と同様に番地号まで正確に記載すること。

末尾の（ ）内には、上部に道路名を具体的に記入すること。

下部には、道路の形態について、該当の□印の中にレを付けること。適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、横断歩道、踏切等と適合する字句を記載すること。

ウ 被害者（車）

(ア) 被害者

- a 運転車両区分は、被害者ごとに下欄の区分番号を記載すること。ただし、被害者が歩行者、被疑車両の同乗者である場合は番号を記載せず、空欄にしておくこと。
- b 職業は、被疑者の職業と同様にできる限り具体的に記載すること。
- c 傷病名は、多数あるときは主たるものを記載し、それ以外のものは「ほか」としておくこと。
- d 程度は、診断書に従って、該当の□印の中にレを付け、必要日数、週数、月数等を記載すること。
- e 事故時の状態は、事故当時の被害者の状態の該当の□印の中にレを付けること。

なお、「歩行中等」には佇立、路上作業中、路上遊戯中等を含み、〔害車〕とは被害車両、〔疑車〕とは被疑車両の意味である。

(イ) 運転車両

- a 車種は、道路交通法第2条に定める車両の定義に従って記載すること。車両のうち自動車にあつては、乗用、貨物の別に道路交通法第3条に定める自動車の種類を記載すること。

（例）普通乗用自動車、大型貨物自動車等

- b 損害の部位については主たる部位を記入し、損害の程度については、下記の区分に従って（ ）内の該当の□印の中にレを付け、さらに、修理見積額が判明するものについては、（ ）内の該当箇所にその修理見積額を記載すること。

- (a) 大破： 完全に車両としての機能をなくし、再生不能な程度に損傷したことをいう。
- (b) 中破： 自力走行が困難な状態で、修理に相当期間を要する程度に損傷したことをいう。
- (c) 小破： 自力走行が可能で、修理が比較的短期間で済む程度に損傷したことをいう。
- (d) 軽微： 修理を要しないか、又は非常に簡単な修理で済む程度に損傷したことをいう。

- c 車両に損傷はなかったが、同車両に乗車している者が傷害を負った場合には、受傷者は被害者欄に記載されることとなるので、被害者と車両との関係を明らかにするため当該車両を運転車両欄に記載し、その区分番号を被害者欄の運転車両区分欄に記載すること。

上記の場合とは逆に、車両は損傷したが、同車両に乗車している者が傷害を負っていない場合にも当該車両を運転車両欄に記載すること。

(ウ) 運転状況

被害車両の事故発生直前の速度及び被疑者から見た被害車両の事故直前の状態を明らかにすること（右折、左折については被害車両を中心にして記載すること。）。

被害車両が複数である場合は、事故原因と直接的関係にある被害車両について記載すること。

なお、本欄の記載に当たっては、次の例を参考にすること。

- a 被害車両が左前方で停止中の場合
上欄は 前 左 停止中となり、下欄にはレを付けない。
- b 被害車両を追従中、同車が急停止した場合
上欄は 前 先行となり、下欄は 急停止となる。
- c 交差道路を左側から進行してきた被害車両と交差点で衝突した場合
上欄は 左 交差道路進行となり、下欄は 直進 横断となる。
- d 被害車両が左前方の空地等から徐行して道路へ進出した場合
上欄は 前 左 道路へ進出となり、下欄は 徐行となる。
- e 右前方を進行中の被害車両が急に左折を開始した場合
上欄は 前 右 先行となり、下欄は 左折となる。

(イ) 歩行者等の状況

車両の運転者、同乗者を除く歩行者、佇立者、路上作業者、路上遊戯者等の事故直前の状況について、該当の□印の中にレを付けること。適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。

点線下欄は補足説明のためのものであり、例えば、「横断歩道横断中」等必要事項を記載すること。

エ 被疑者（車）

(ア) 運転車両

自家用、事業用の別について、該当の□印の中にレを付けるほか、被害者（車）欄の運転車両欄の記載要領に従い記載すること。

なお、（ ）内には、次表に定める車種の略号のうち、該当する略号を記載すること。

大 型 バ ス	マ イ ク ロ バ ス	大 乗	大 貨	大 特	路 面 電	中 型 バ ス	中 乗	中 貨	準 中 乗	準 中 貨	普 乗	普 貨	三 輪	軽 四 乗	軽 四 貨	軽 三	ミ ニ カ ー	大 自 二	普 自 二	軽 二	二 種 原	一 種 原	小 特
------------------	----------------------------	--------	--------	--------	-------------	------------------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	------------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	--------

(イ) 運転状況

被疑車両の事故発生直前の速度及び運転進行状態等を明らかにするため、当時の速度を記載し、欄内の不動文字の中から最も適合するものを選んで□印の中にレを付けること。適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。

(ウ) 過失の態様

不動文字の中から主たる過失態様を選んで□印の中にレを付けること。
適合する不動文字がない場合は、余白の□印にレを付け、適合する字句を記載して、その過失態様を明らかにすること。

(エ) 過失の内容

上欄の過失の態様のみではその内容を明らかにすることができないので、過失の内容を中心として犯罪事実を正確かつ簡潔に記述すること。

(オ) 道路交通法違反

過失運転致傷事件、自動車運転過失傷害事件又は業務上過失傷害事件と道路交通法違反事件を同時送致する場合（「罪名、罰条」欄に両者を表示した場合）にのみ記載し、下部の余白箇所は、必要に応じ上記の違反の具体的内容を記載すること。

なお、その他の交通関係法令違反事件を本書式を使用して同時送致する場合は、別紙を使用してその違反内容を記載すること。

オ 情状

双方の過失を勘案の上、該当の□印の中にレを付けること。
過失の大、中、小の判断の基準は別途定められたところによること。

カ 示談

該当の□印の中にレを付けること。
なお、成立の場合は、() 内にその成立金額を記載すること。

キ 意見

該当の□印の中にレを付けること。
なお、「刑事」、「保護」、「不処分」は少年事件についてのみ使用し、適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。
特記事項欄は、上記の意見を付するに至った具体的理由等を必要に応じ記述すること。

2 実況見分調書

(1) 見分日時

見分日時は正確に記載すること。
天候は上記日時の天候を記載すること。

(2) 見分場所

被疑者の本籍、住居と同様に番地号まで正確に記載すること。

(3) 立会人

原則として当事者を立ち合わせる。ただし、当事者のいずれかが病院等に収容されたような場合は、立会い可能な当事者等を立ち合わせる。

病院等に収容された当事者が立会い可能となった場合は、その段階でその者を立ち合わせて改めて実況見分を行うこと。ただし、1回目の見分により真相

が究明され、後日問題となるおそれがない場合で、その見分を被疑者の立会いの下で実施しているときは、この限りでない。

(4) 現場道路の状況

ア 路面状況

該当の□印の中にレを付けること。

適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。

イ 交通規制

事故当時車両が進行してきた道路の交通規制について、該当の□印の中にレを付けること。適合する不動文字がない場合は、余白の□印の中にレを付け、適合する字句を記載すること。

なお、最高速度については、規制が行われていた場合のみ、その規制速度を記載すること。

() 内には、事故当時、日又は時間を限って交通規制が行われていた場合にその規制の日又は時間を記載すること。

交差点事故において、交差道路の速度規制が異なる場合には、本欄の最高速度には、被疑者が進行した道路の最高速度を記載し、被害者が進行した道路の最高速度は「その他見分状況」欄に記載すること。

ウ 道路条件

(ア) 該当の□印の中にレを付けること。

(イ) 勾配は、どの方向へ下り勾配を形成しているかを記載し、その程度を明らかにすること。

(ウ) 夜間の明暗は、夜間事故について夜間見分をした場合にのみ記載すること。

(エ) 見通しは、冒頭の空白部分に運転者の氏名を記載の上、それぞれの進行方向から事故の相手方が進行してきた方向及び運転者の注意義務を認定する上において関係のある方向についての見通しの状況について記載すること。

(5) 運転車両の状況

ア 冒頭の余白部分に運転者の氏名を記載すること。

イ ハンドルの位置は、該当の□印の中にレを付けること。

ウ 積載品、事故当時の積載重量及び事故当時の積載容量は、車両の積載関係事項の違反を道路交通法違反で送致する場合又はそれが事故に関係がある場合にのみ記載すること。

エ 損害の部位・程度・状況は、実況見分時に判明している範囲で記載すること。

オ 実験結果は、該当の□印の中にレを付けること。

また、掲げられている装置以外のもので、その事故の発生に影響があると

認められ、実験を行ったものについては、末尾の空白部分にその装置名を記載し、その実験結果を記載すること。

さらに、その装置不良が事故の原因となっている事件については、必要によりこの書式とは別に装置不良部分に関する実況見分調書を作成し、自動車整備士等の意見を求めた場合にあつては、参考人供述調書を作成すること。

なお、実験する必要があると認められる場合で、実験に危険を伴うおそれがあったこと等により実験をすることができなかつたときは、その旨を「その他」欄に記載すること。

カ 「その他」欄は、装置不良の具体的状況、車両の改造状況、タイヤの摩耗状況、スタッドレスタイヤ等の使用状況、タイヤチェーンの装着状況、貨物の積荷の状況、運転視野を妨げた貼付物の状況、前照灯の照射距離等事故発生に影響があると認められる事項について記載すること。

(6) その他見分状況

本欄には、道路の凹凸状況、信号機のサイクル、雨・霧・煙等による視界の障害状況等現場の実況見分の結果、事故発生に影響があると認められる事項について記載すること。

(7) 立会人の指示説明

ア 見通し距離

事故発生時の状態において立会人が現実に見通した距離を

(ア) 前方の車両、歩行者等に対する事故であれば前方（右前方、左前方）、

後方の車両、歩行者等に対する事故であれば後方（右後方、左後方）

(イ) 右（左）方から進行してきた車両、歩行者等に対する事故であれば右（左）方

等それぞれ必要な方向について記載すること。

見通し距離の基点となる地点は、立会人が現実に見通しを確認した地点とすることが望ましいが、それが困難な場合は、事故を回避するために必要な措置をとらなければならなかつたと思われる地点（進路変更地点、減速開始地点、右左折の合図をした地点、警音器を吹鳴した地点等）とすること。

イ 特定地点の指示説明

立会人の指示説明事項3行目以下の特定地点の記載は、現場での立会人の指示説明の中から、事故の状況を明らかにするため、必要と認められる地点を特定して記載し、事故の形態により、その順序が逆になる場合もあるが、できるだけ不動文字をいかして活用すること。

なお、事故状況から関係のないものは空欄としておくこと。また、5、8、10、11及び12行の□印については、該当のものの中にレを付けること。

(ア) 3行の「した地点は○」の記載は、例えば、わき見運転による事故の場合「○○のためわき見をした地点は①」等とし、更に説明を補足する必要がある場合は、4行目の空欄も利用すること。

- (イ) 5行の右・左折、後退の合図をした地点について、その時点で立会人が相手方を認識していない場合は、以下の相手の位置関係は空欄とすること。
- (ウ) 12、13行は、事故発生時に見通しを妨げたもの、運転操作に影響を及ぼしたものがあつた場合に、その位置及び種類を記載すること。ただし、交差点の見通しを妨げている建物、樹木等は記載せず、例えば、駐車車両、立て看板等で事故発生の原因となつたものについてのみ記載すること。

ウ 立会人が2人以上である場合

立会人それぞれの指示内容がおおむね一致するときは、指示説明欄の記載については、被疑者以外の者の指示説明を記載する必要はないが、その場合は、17行目の「立会人 の指示説明」の空白部分にその立会人の氏名を記載し、その下の余白部分にその者の指示説明内容が被疑者のそれとおおむね一致していることを記載すること。

なお、立会人それぞれの指示内容がくい違ふなどにより、各別に指示説明内容を記載する必要がある場合には、17行目の「立会人 の指示説明」の空白部分にその立会人の氏名を記載し、その下の余白部分に上部記載の例にならつて記載するとともに、それぞれの主張を明らかにするため必要に応じ交通事故現場見取図を各別に作成すること。

(8) 補助者

本欄の「実況見分の補助をさせた」者とは、例えば、実況見分者と共に現場に赴き、距離の測定等を行うなど、実況見分を実質的に補助した者をいい、単に交通整理に従事したにすぎない者等はそれに含まれない。

3 交通事故現場見取図

(1) 凡例

「 の進路」欄には、該当箇所に運転者等の氏名を記載すること。

(2) 関係距離

ア 関係距離は図面に図示するほか、「関係距離」欄に記載すること。

イ スリップ痕はその状況及び長さを図面に図示するほか、「スリップ痕」欄に車輪ごとにその長さを記載すること。

ウ 衝突、接触、追突の地点から道路側端まで直角に測つた距離も記載すること。

(3) 方位

必ずしも上位を北とする必要はないが、方位は矢印をもって正確に表示すること。

(4) 図面

ア 図面は、道路の形状について正確に記載するとともに、車両、道路幅員、関係距離等相互の比例を失わないように作成すること。

イ 見通しを妨げ、又は交通の妨害となるような駐停車車両、道路工事箇所等事故に関係があると認められる物件、場所、範囲等は必ず表示しておくこと。

ウ 道路標識等を図面に表示した場合は、適当な箇所に（ ）を設け、その中に規制の内容を表示すること。

エ 後日の現場再現を考慮し、2基点方式により接触（衝突、追突）地点を測定し、当該基点の名称及び距離を図面に記載すること。

(5) 写真撮影

見分に当たっては、これに必要な写真を撮影し、所定の用紙に貼付の上、説明を加えて、本調書の末尾に添付すること。

(6) その他

本見取図で現場の状況を明らかにすることができないときは、適宜補充用紙を使用すること。

4 被疑者供述調書

(1) 犯罪事実以外の供述部分

ア 被疑者の氏名、年齢、本籍、住居、職業、勤務先等は、前記1の「送致書・報告書」の被疑者欄記載の要領により正確に記載すること。

イ 供述調書冒頭本文中、罪名の記載で該当しないものは削除すること。

ウ 前科、前歴は、前記1の「送致書・捜査報告書」の前科前歴欄記載の要領により記載すること。

エ 運転免許

(ア) 免許の種類は主たる免許種類について記載すること。

(イ) 取得年月日、公安委員会名は、最初に取得した免許について記載すること。

(ウ) 更新年月日は、更新の事実のあるものについてのみ、その免許証の交付年月日を記載すること。

(エ) 運転経験は、当該事故車両の車種を基準として実際に運転した期間を通算して記載すること。

オ 運転車両

(ア) 保有者

保有者は、自動車の所有者だけに限らず、事実上その車両を所有し、又は自己のために使用している個人又は法人の名称及びその住居又は住所を記載すること。

(イ) 車種

前記1の「送致書・捜査報告書」の「被疑者の運転車両」欄記載の要領により記載すること。

(2) 犯罪事実に関する供述部分

ア 「2 同乗者」

同乗者の氏名、性別、年齢、運転者との関係を記載するとともに、同乗者の乗車位置についても記載すること。

また、同乗者がいない場合は、「いませんでした。」と簡記すること。

イ 「4 事故を起こす前」の状況

被疑者が事故現場に至った状況、進行位置、積荷の状況等を簡記すること。

ウ 「5 ハンドル、ブレーキ等の故障」の有無

ハンドル、ブレーキ、方向指示器、制動灯、消音器等について故障があれば、その状況、認識の状況を具体的に記載すること。

エ 「6 事故当時の天候」等

事故発生時における天候、道路環境について記載すること。

オ 「7 事故を起こした状況」

「事故を起こした状況を で説明します。」の空白部分には、被疑者に示した交通事故現場見取図等の名称を記載すること。

なお、交通事故現場見取図以外のものを示してそれに基づき説明を聴取したときは、その原本を本調書に添付すること。

事故を起こした状況については(1)～(5)の各項目に分けて記載し、(1)については、事故直前の運転状況を具体的に記載し、(2)の○の中には交通事故現場見取図等に記載してある記号を記載し、(3)については当時における相手の動静とそれに対する被疑者の判断を記載し、(4)については事故を避けるために執った措置及び心理状態等について記載し、(5)については接触(衝突)の瞬間の状態及びその後における双方の動静を記載すること。

カ 「8 この事故の結果」

当該事故による被害の状況について、被疑者及び被害者の受傷の程度、車の損害の部位程度等について記載すること。

キ 「9 この事故を起こした原因」

事故の原因について被疑者の過失を中心にできるだけ具体的に記載するとともに、事故に対する反省、事故回避の可能性等についても記載すること。

なお、相手方の過失の有無に関する被疑者の供述も記載すること。

ク 「10 私がそのような不注意な運転をした理由」

事故を起こすに至った過失行為の原因について記載すること。

ケ 「11 事故後の措置」

事故の申告及び被害者の救護等事故後における措置を記載すること。

コ 「12 相手方の治療代等」

事故の相手方の治療代等の支払意思の有無、その支払状況、示談の状況、保険の加入状況等について記載すること。事故直後に調書を作成した場合は、相手方の損害について誠意の有無が分かるように記述すること。

サ 「13」

以上に記載できなかった事項を記載すること。

5 被害者供述調書

- (1) 被害者の中には、故意に自分の過失を隠し、相手側の過失を誇大に供述する者があり、逆に事故によるショックから必要なことを供述し得ない者もあるの

で注意すること。

- (2) 被害者が小学生、幼児等の場合であっても、原則として本調書を作成することとするが、この場合、保護者等の立会いを求めるとともに、供述人が署名・押（指）印した同一行に立会人として署名・押（指）印させること。ただし、本人から供述を録取できない場合は、保護者等から供述を録取すること。

なお、この場合は、被害者との関係、被害者の供述が得られない状況等も記載すること。

- (3) 被害者側の過失（不注意）が認められる場合は、その状況を供述させること。ただし、この場合は、その言い分を十分に聴取するとともに、いたずらに被害者の感情を害さないよう特に注意すること。

6 参考人供述調書

- (1) 参考人が直接見分した現場状況につき、目撃地点と事故現場の距離、目撃した範囲等も含めて事故発生の経過をできるだけ具体的に記載すること。
- (2) 事故当事者との関係（親族、友人、第三者等）は必ず記載すること。